

令和8年 多賀町議会3月第1回定例会再開会議録

令和8年3月24日（火） 午後1時30分開会

◎出席議員（9名）

1番	小島	櫻	君	6番	川岸	真喜	君
2番	一之瀬	浩治	君	7番	富永	勉	君
3番	大谷	重温	君	8番	山口	久男	君
4番				9番	神細工	宗宏	君
5番	木下	茂樹	君	10番	菅森	照雄	君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のため出席した者の職氏名

町長	久保	久良	君	福祉保健課長	林	優子	君
教育長	青木	靖夫	君	産業環境課長	野村	博	君
会計管理者	岡田	伊久人	君	地域整備課長	飯尾	俊一	君
企画課長	藤本	一之	君	学校教育課長	伊東	瑞江	君
総務課長	本多	正浩	君	教育総務課長	谷川	嘉崇	君
税務住民課長	小菅	俊二	君	生涯学習課長	竹田	幸司	君

◎議会事務局

事務局 長 大岡 まゆみ 書記 西村 俊之

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	議案第16号	多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (総務常任委員長報告)
日程第3	議案第52号	令和7年度多賀町一般会計補正予算(第8号)について (予算特別委員長報告)
日程第4	議案第56号	令和7年度多賀町水道事業会計補正予算(第4号)について (産業建設常任委員長報告)

日程第5	議案第57号	令和8年度多賀町一般会計予算について (予算特別委員長報告)
日程第6	議案第58号	令和8年度多賀町国民健康保険特別会計予算について (総務常任委員長報告)
日程第7	議案第59号	令和8年度多賀町介護保険事業特別会計予算について (総務常任委員長報告)
日程第8	議案第60号	令和8年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について (総務常任委員長報告)
日程第9	議案第66号	令和8年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について (産業建設常任委員長報告)
日程第10	議案第67号	令和8年度多賀町水道事業会計予算について (産業建設常任委員長報告)
日程第11	議案第68号	令和8年度多賀町下水道事業会計予算について (産業建設常任委員長報告)
日程第12	委員会の閉会中の継続審査について	
日程第13	承認第69号	専決処分事項の承認を求めることについて(多賀町役場空調設備改修工事の請負契約の変更)
日程第14	議案第70号	第6次多賀町総合計画後期基本計画を定めることについて
日程第15	議案第71号	多賀町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第72号	多賀町課設置条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第73号	令和7年度多賀町一般会計補正予算(第9号)について
日程第18	議案第74号	令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
日程第19	議案第75号	令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算(第6号)について
日程第20	発委第1号	多賀町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第21	議員派遣の件について	
日程第22	委員会の閉会中の継続調査について (総務常任委員会) (産業建設常任委員会)	

(議会広報常任委員会)

(議会運営委員会)

(議会改革特別委員会)

(開会 午後 1時30分)

○議長(富永勉君) ただ今から、令和8年3月第1回多賀町議会定例会を再開いたします。

○議長(富永勉君) なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日の本会議に町長から追加議案6件、承認案1件、議会から委員会提出議案として発委1件が提出されています。

それでは、日程表のとおり、総務常任委員長および産業建設常任委員長ならびに予算特別委員長に付託案件の審査結果の報告を求め、各委員長に対し質疑の後、討論および採決を行います。

再開に当たり、町長から挨拶をお願いいたします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 令和8年3月第1回多賀町議会定例会の再開にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、3月定例会を再開いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は3月3日に開会し、本日までの22日間には、3日の本会議をはじめ、4日の一般質問、9日から13日までの予算特別委員会をはじめ、各委員会におきまして、提出をさせていただきました議案につきまして慎重なご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

なお、本日は本定例会の最終日でございますが、本日提出させていただきました7議案につきましても、円滑かつ適切なご決議賜りますようよろしくお願い申し上げ、議会再開のご挨拶とさせていただきます。

(開議 午後 1時32分)

○議長(富永勉君) ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(富永勉君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名せずに、開会時の指名議員とします。

○議長(富永勉君) 日程第2 議案第16号から日程第11 議案第68号までを一括議題とし、総務常任委員長および産業建設常任委員長ならびに予算特別委員長より付託

案件の審査結果の報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

6 番、川岸真喜総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川岸真喜君 登壇〕

○総務常任委員長（川岸真喜君） 本会議において総務常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を、会議規則第 7 7 条の規定により、次のとおり報告いたします。

3 月 1 1 日午前 9 時より、役場 3 階第 1 委員会室において、委員全員と執行者側から久保町長、担当課長、担当職員の出席を求め、委員会を開催しました。付託されました案件は、条例 1 件、予算 3 件、請願 1 件であります。

まず初めに、「議案第 1 6 号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を審査しました。

小菅税務住民課長から、令和 8 年 4 月から子ども・子育て政策が強化される。その財源を補うため、医療保険の保険料の徴収の際、これまでの保険料の医療分、介護分、後期分に加え、子ども・子育て支援納付金課税額、いわゆる子ども分が新たに追加徴収される。そのための条例改正であるとの説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、子ども・子育て政策はどのように強化されるのかとの問いに対し、児童手当の拡充として、支給期間が高校生世代まで延長され、第 3 子以降は 1 人当たり 3 万円に増額となる。また、妊婦のための支援給付として、妊娠届出時に 5 万円、出産時に 5 万円が支給される。また、出生後休業支援給付として、子どもの出生直後の一定期間内に両親ともに 1 4 日以上の子育て休業を取った場合、最大 2 8 日間、手取りの 1 0 割相当が支給される。また、育児時短就業給付として、子どもが 2 歳未満の期間に時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の 1 0 % が支給される。また、こども誰でも通園制度として、保育所等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の子どもが時間単位等で柔軟に利用できる制度で、子ども 1 人当たり月 1 0 時間の利用が可能となる。また、育児期間中の国民年金保険料免除として、国民年金第 1 号被保険者を対象とした育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設であるとの説明がありました。

また、委員から、実際にいくら引かれるのかとの問いに対し、国は令和 8 年度の平均月額について、健保組合では 1 人当たり約 5 5 0 円、国民健康保険では 1 世帯当たり約 3 0 0 円、後期高齢者医療制度では 1 人当たり約 2 0 0 円と示しているとの説明がありました。

以上で質疑応答を終了し、討論はなく、「議案第 1 6 号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、賛成全員で可決すべきとすることに決定しました。

次に、「議案第 5 8 号 令和 8 年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」を審査しました。

小菅税務住民課長から、令和 8 年度予算の総額は歳入歳出それぞれ 8 億 6 , 5 0 5 万

円である。歳入の主なものは、加入者1,272人からの保険料1億5,427万円、国からの補助935万円、県からの補助6億2,471万円、一般会計からの繰入金6,731万円である。歳出の主なものは、保険給付費5億9,845万円、国保事業費納付金2億80万円、健診委託料652万円、人間ドック検診補助金280万円であるとの説明がありました。

討論はなく、賛成全員で「議案第58号 令和8年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」は、可決すべきとすることに決定しました。

次に、「議案第60号 令和8年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」を審査しました。

小菅税務住民課長から、令和8年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,273万円である。歳入の主なものは、被保険者1,550人の保険料1億2,605万円。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金1億5,434万円であるとの説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、前年度と比べ納付金が2,000万円増えているが、理由はとの問いに対し、医療費が県全体で前年度比4.2%増えていることが原因であるとの回答がありました。

以上で質疑応答を終了し、討論はなく、賛成全員で、「議案第60号 令和8年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」は、可決すべきとすることに決定しました。

次に、「議案第59号 令和8年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」を審査しました。

林福祉保健課長から、令和8年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,568万円である。歳入の主なものは、65歳以上の1号被保険者からの保険料1億7,499万円、40歳から64歳までの2号被保険者からの保険料である支払基金交付金2億1,212万円、国庫負担金1億3,823万円、県の負担金1億1,239万円、一般会計からの繰入金1億4,811万円である。

歳出の主なものは、介護給付費の介護サービス等諸費7億1,900万円、介護予防サービス等諸費470万円、紙おむつの購入補助である市町村特別給付500万円、65歳以上なら誰でも参加できる一般介護予防事業420万円、認知症カフェ運営委託料48万円、第10期介護保険事業計画改定業務委託料420万円であるとの説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、介護給付費で減額が目立つが、理由はとの問いに対し、あるデイサービスの事業所が12月で閉鎖になったためであるとの回答がありました。

また、委員から、紙おむつの購入補助の実績はとの問いに対し、延べ1,044人に

対し 337 万円の給付をした。介護度によって補助の上限額が異なる。例えば要支援 1・2 は 2,000 円、要介護 5 の場合は 8,000 円などであるとの回答がありました。

また、委員から、認知症カフェの開催回数と委託先はどの問いに対し、富の尾では月 2 回、多賀では年 6 回である。委託先は、こいしまるの会と、もんでくーるであるとの回答がありました。

以上で質疑応答を終了し、討論はなく、賛成全員で、「議案第 59 号 令和 8 年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」は、可決すべきとすることに決定しました。

次に、「請願第 1 号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願について」を審査しました。

請願人の山内善男氏の説明の後、質疑応答に入りました。

委員から、政府が謝罪しない理由はどの質問に対し、国会での議員の質問に対して、法務大臣は、この事実はなかったことにする。よって、謝罪も賠償もしないと答弁している。これが政府見解であるとの回答がありました。

また、委員から、戦後 80 年経過したが、当事者は何人かとの質問に対し、1 人であるとの回答がありました。

また、委員から、補償を求める裁判はされていないのかとの質問に対し、裁判闘争はしていない。今後この運動をどのように進めるか議論中であるとの回答がありました。

また、委員から、裁判所が、法律が整備されていない状態を違憲状態と判断しない限り、立法化は難しいのではないかと、国会請願だけを進めていくのかとの質問に対し、日弁連の弁護士の中には理解者もいる。現在調査中であるとの回答がありました。

以上で質疑応答を終了しました。審査の結果について報告します。

戦争の被害についての個人への補償は、極めて政治的、司法的な判断を伴います。今回の請願は、当事者が司法へ救済を求める動きもなく、請願人の調査資料によるところが大きいと言えます。請願の趣旨および提出資料、質疑応答を通じても、本審査において判断する根拠が十分とは言えず、当委員会としては継続して審査すべきと決定いたしました。

以上で総務常任委員会における付託案件の審査結果の報告を終わります。

○議長（富永勉君） 次に、産業建設常任委員長長の報告を求めます。

8 番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 産業建設常任委員会に付託されました議案は、「議案第 56 号 令和 7 年度多賀町水道事業会計補正予算（第 4 号）について」、「議案第 66 号 令和 8 年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」、「議案第 67 号 令和 8 年度多賀町水道事業会計予算について」、「議案第 68 号 令和 8 年度多賀町下水道事業会計予算について」の 4 議案であります。

以上の議案について、審査の経過ならびに結果について、会議規則の規定によりご報

告申し上げます。

3月12日、午前9時より、委員全員と執行者側より議長、町長、各担当課長および課長補佐、係長、主査、主任技師の出席を求め委員会を開催いたしました。各課に関する事項についてそれぞれ担当者から説明を受け、審査を行いました。

まず、「議案第56号 令和7年度多賀町水道事業会計補正予算（第4号）について」です。

多賀地区の国道306号多賀北交差点から久徳南交差点までの配水管布設替え工事を施工するための設計業務委託について、設計内容を変更するための補正であります。補正の理由として、当初、配水管布設替え工事に当たり、四手川を横断する方法として、四手川に架かる下流側の歩道橋への添架を検討していたが、県から提供された橋梁データを基に水道管を歩道橋へ添架できるか検討したところ、橋の強度不足が判明したため、水道管の単独橋での新たな設計が必要不可欠となった。補正額は資本的支出の補正で、建設改良費を460万円増額し、資本的支出総額を2億4,433万3,000円とするもので、資本的支出に対する不足額1億8,283万3,000円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額で1,143万7,000円、当年度損益勘定留保資金で1億1,725万2,000円、建設改良積立金5,414万4,000円で補てんするものです。

以上の説明がありました。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

留保資金と収支に関する質疑に対し、今年度、毎年同じくらいの預金収入を見込んでおります。歳出について、電気代の高騰など、物価高の影響などで委託料が増えており、そのことで利益は減っている状況ですとの答弁がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、「議案第56号 令和7年度多賀町水道事業会計補正予算（第4号）について」、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第66号 令和8年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」です。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ889万9,000円とするものです。

次に、歳入についてです。財産収入は、びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理基金約3億1,800万円から生じる基金利子を85万9,000円と見込み、繰入金では、同基金より財源不足相当額の803万9,000円を繰り入れるものです。

次に、歳出について。公共緑地維持管理費889万9,000円は工業団地内の街路灯などの修繕料で20万円、委託料として工業団地内の歩道、植樹帯、法面、遊歩道などの公共緑地の草刈り作業や支障木の伐採処理作業、合わせて869万9,000円の計上です。令和7年度当初予算額と比較して84万5,000円の増額の理由は、草刈り作業で発生した処分物を搬出することによるものであります。

以上の説明がありました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

工業団地内の草刈り作業用として昨年、除草機を購入したが、例えば金屋橋下流の除草作業など、工業団地以外の除草作業に本除草機械を使用することはできないのかとの質疑に対し、この除草機械の購入費は基金から出しており、多賀町だけでなく進出企業が支出している基金であります。内部的に協議を図り、進出企業連合会との定例会があり、その際に進出企業にも打診をしますが、現時点では慎重に考えさせていただきたいとの答弁がありました。

次に、除草作業草刈り処分委託料200万円についての質疑に対し、これまで除草した草木は町有地に置いていたが、取りやめることになった。町有地に堆積していた除草後の草木の処分費用を200万円予算化したものととの答弁がありました。

次に、除草作業委託料の通常料金に20%上乗せする理由は何かとの質疑に対し、7月から9月の夏季期間のシルバー人材センターへの除草作業委託料を20%上乗せするものととの答弁がありました。

次に、基金についての質疑に対し、令和6年度末の基金は3億1,800万2,804円であります。預金口座は5つで金利は最小0.25%、最大0.31%の運用ですとの答弁がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、「議案第66号 令和8年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第67号 令和8年度多賀町水道事業会計予算について」。収益的収入および支出の予定額は、収入で3億6,681万5,000円、支出で3億3,741万2,000円とし、収支差引き2,940万3,000円の利益の見込みです。

資本的収入および支出は、資本的収入の総額は8,100万円、資本的支出の総額は2億2,836万9,000円として、不足額は消費税および地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんするものです。

債務負担行為は、令和8年度から令和9年度までの期間、限度額を4,377万6,000円とし、水道施設維持管理業務委託を実施するものです。

他会計補助金は、起債償還のための元利償還額の3分の1相当分の6,676万5,000円を一般会計から繰入れです。

収益的収入について、水道事業収益の総額は3億6,681万5,000円で、主な収入は営業収益2億6,406万5,000円で、水道使用料は2億5,188万1,000円、他会計負担金は消火栓維持管理費として578基分の1,156万円です。

営業外収益の他会計補助金では、起債の元利償還金1億5,506万8,000円の3分の1相当5,169万円、物価高騰対策補助金1,507万5,000円を一般会計より受け入れ、長期前受金戻入としまして、繰延収益の収益化のため3,390万円の収入予定です。

収益的支出について、水道事業費用の総額は3億3,741万2,000円であり、水道施設維持管理業務および原水水質検査費用などの委託料が4,042万5,000円、取水ポンプ、送水ポンプの動力費として2,200万円の計上です。

配水および給水費は、量水器検針委託料、浄水水質検査委託料など総額1,454万3,000円、総係費では、職員2名の給料、手当、法定福利費等に加え、委託料では、設計積算単価の資料作成として144万円などの経費を計上し、総係費は2,978万3,000円の計上です。

減価償却費は1億6,709万7,000円、営業外費用では企業債利息3,304万8,000円の計上です。

資本的収入について、総額は8,100万円で、主なものは企業債で老朽管更新に要する費用7,000万円の計上です。

資本的支出について、総額は2億2,836万9,000円で、水道改良費として四手工業団地地先の水道管更新設計委託料のほか、工事請負費では国道306号の多賀北交差点から久徳南交差点まで、また、多賀北交差点から若宮花壇まで、さらに佐目地先の老朽管更新事業等の費用として1億634万9,000円の計上です。

企業債償還金は、老朽管更新や施設改修のための借入れで、企業債の償還に要する費用は1億2,202万円の計上です。

地方債残高見込みは、令和8年度末現在23億5,732万4,000円の見込みです。以上の説明がありました。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

送水管の更新についての質疑に対し、送水管の更新は優先順位を設けて更新予定です。特に町の避難所となる施設への配水管の耐震管への更新や漏水が多発している箇所を優先し、地区単位で更新する必要と考えていますとの答弁がありました。

次に、PFAS、PFOAの水質検査についての質疑に対し、PFAS、PFOAについては、今年度、環境省からの答申が出されており、これまでは任意での検査であったが、来年度からは各自治体による検査が義務づけられました。これまでは原水の検査でありましたが、今後は年間4回浄水の検査をする予定をしておりますとの答弁がありました。

そのほか、水道施設維持管理業務委託について、2年間の債務負担行為の説明がありました。その内容は、施設の維持管理を強化するため、業者に施設の点検を週1回行うための債務負担行為である。職員だけでは点検できない部分を補充することや電気設備など、トラブルを未然に回避するためであり、また、職員の休日や夜間の対応を軽減するものでありますとの説明がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、「議案第67号 令和8年度多賀町水道事業会計予算について」、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

「議案第68号 令和8年度多賀町下水道事業会計予算について」。収益的収入およ

び支出の予定額は、収入で5億2,972万7,000円、支出で5億2,473万6,000円とし、収支差引き499万1,000円の利益の見込みです。

資本的収入および支出の予定額は、資本的収入の総額1億5,221万2,000円、資本的支出の総額は3億146万2,000円とし、その不足額は、消費税および地方消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんするものです。

企業債の限度額は、公共下水道事業債が2,000万円、流域下水道事業債が1,780万円、資本費平準化債が9,000万円です。他会計からの補助金は、事業の資金確保のため1億220万4,000円を一般会計から繰り入れる予定です。

収益的収入について、下水道事業収益は、営業収益3億1,376万6,000円のうち、下水道使用料は3億931万2,000円の見込みです。営業外収益の他会計補助金は9,800万円で、一般会計より受け入れ、長期前受金戻入は1億1,623万9,000円の収入の見込みです。

収益的支出について、営業費用の主なものとして、管渠清掃、ポンプ場管理、マンホールなどの修繕など、施設等の維持管理経費3,038万2,000円の計上です。処理場費は、農業集落排水事業処理場として、その他の施設稼働のための経費として1,732万9,000円の計上です。流域下水道維持管理負担金は1億5,221万9,000円、減価償却費は2億7,383万5,000円の計上です。営業外費用の主なものは、企業債利息として3,046万8,000円の計上です。

次に、資本的収入について、企業債1億2,780万円、他会計出資金1,000万円の計上です。補助金は、マンホールポンプ場改築工事、人孔蓋更新工事、萱原および佐目処理施設維持補修に対する補助金として1,430万円の計上です。

次に、資本的支出について、多賀小学校のマンホールトイレ整備工事等2,800万円、農業集落排水施設の処理施設維持補修工事等1,067万4,000円、琵琶湖流域下水道建設費負担金1,780万3,000円の計上です。企業債償還金は2億4,498万5,000円の計上です。企業債残高見込額は令和8年度末現在19億1,130万2,000円の見込みです。

以上の説明がありました。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

大滝小学校敷地内のマンホールトイレに関する維持管理についての質疑に対し、令和7年度大滝小学校のマンホールトイレの設置工事費は、下水道事業会計予算で実施したが、令和8年度以降の維持管理は総務課で管理することになり、マンホールトイレの維持管理費用は下水道事業会計の予算では見込んでいませんとの答弁がありました。

マンホール蓋の更新工事についての質疑に対し、硫化水素などによる腐食のおそれのある管渠やマンホールがあった場合は5年に1回点検調査するよう国からの指針があり、多賀町では管路に関してはないが、マンホールはあり、点検を令和6年度、令和7年度で実施をした。その中で、腐食の状況が早いところはいくつか事前にマンホール蓋の更

新をするため、令和８年度に予算を計上しました。８か所で更新の予定ですとの答弁がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、「議案第６８号 令和８年度多賀町下水道事業会計予算について」、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会に付託されました審査結果の報告を終わります。

○議長（富永勉君） 次に、予算特別委員長に、「議案第５２号 令和７年度多賀町一般会計補正予算（第８号）について」の報告を求めます。

６番、川岸真喜予算特別委員長。

〔予算特別委員長 川岸真喜君 登壇〕

○予算特別委員長（川岸真喜君） 本会議において予算特別委員会に付託されました「議案第５２号 令和７年度多賀町一般会計補正予算（第８号）について」の審査の経過と結果を会議規則第７７条の規定により報告いたします。

審査の経過について、３月１３日、午前９時より、役場３階第１委員会室において、委員全員と富永議長、執行者側から久保町長、青木教育長、担当課長および担当職員に出席を求め、委員会を開催しました。

本多総務課長から、今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算に４，０４２万円を追加し、歳入歳出それぞれ７４億９，２８９万円とする。また、１８の事業を翌年度に繰り越す。歳入予算では、地方交付税が国において税収の増加したことと、物価高対策から１億１，５８３万円が追加交付となった。このため財政調整基金の繰入れを減らすことができ、３，１８９万円の基金からの繰入金を減額するとの説明がありました。

歳出予算では、担当課長から、住民票等振り仮名対応業務のシステム改修委託料２５４万円の追加、調整給付金不足額給付事業、いわゆる定額減税の不用額で１，９３２万円の減額、介護保険特別会計への繰出金２５０万円の追加、障害者自立支援費で３６９万円の追加、木曾池、尼子池における土地改良事業の多賀町負担分で３６３万円の追加、除雪委託料で３，９７１万円の追加、また消耗品で２４０万円の追加、修繕で１６８万円の追加、３地区における県営事業の急傾斜地崩壊対策事業において、町負担金２０５万円の減額、萱原地区における急傾斜地崩壊対策事業において７６５万円の減額、多賀福祉会館前の町道多賀月之木線での歩道設置工事において、電柱の移転費用に８０万円の追加、放課後児童クラブの指導員増員のため６６万円を追加するとの説明がありました。

次に、質疑応答に入りました。

委員から、いわゆる定額減税、調整給付金不足額給付事業の減額補正について、減税しきれなかった人がいることになった理由は何かとの問いに対し、所得が確定していなかった人が８７４人いた。また、未申請の人が１７５人いたため、再度連絡し、１４０人から申請があったが、申請されなかった人が３５人いたためであるとの回答がありました。

また、委員から、障害者自立支援費の増額はどんなサービスの利用が増えたのかとの問いに対し、障がい者の一般就労を支援するサービスの利用が増えたためであるとの回答がありました。

また、委員から、除雪車両の修繕168万円の内容と、消耗品240万円の内容はとの問いに対し、ドーザーの排土板の破損を修繕する。消耗品は、凍結防止剤の購入費用であるとの回答がありました。

以上で質疑応答を終了しました。討論はなく、賛成全員で、「議案第52号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第8号）について」は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会における付託案件の審査結果の報告を終わります。

○議長（富永勉君） 次に、予算特別委員長に、「議案第57号 令和8年度多賀町一般会計予算について」の報告を求めます。

6番、川岸真喜予算特別委員長。

〔予算特別委員長 川岸真喜君 登壇〕

○予算特別委員長（川岸真喜君） 本会議において、予算特別委員会に付託されました案件の審査の経過と結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。付託されました案件は、「議案第57号 令和8年度多賀町一般会計予算について」であります。

初めに、審査の経過について。3月9日、10日の2日間にわたり、役場3階第1委員会室において委員全員と富永議長、執行者側から、久保町長、青木教育長、担当課長および担当職員の出席を求め、委員会を開催しました。

まず初めに、総務課に関する事項について審査いたしました。

本多総務課長から、令和8年度の一般会計の予算は前年度と比べ15.6%の減、金額にして10億1,800万円の減額の54億9,600万円である。スマートインター関係の金額が減額の要因であるとの説明がありました。

次に、歳入予算について、町税収入、地方交付税、国・県支出金、ふるさと納税、地方債の発行などについて説明がありました。

次に、歳出予算について説明がありました。

歳出の主なものは、総務管理費では、集落の防犯カメラの設置20集落分に585万円、福祉バス運行委託料、年間約200回分に570万円、公用車を電気自動車に更新する費用2台分。

次に、消防費では、集落への消火栓補助として消火栓負担金578基分に1,156万円、令和7年に導入した防災行政無線の普及と啓発に関する費用に608万円、防災備蓄品の購入に410万円、消防ポンプ車1台の更新に3,280万円。

次に、公債費では、発行した地方債の返済に4億2,650万円、基金費では、4つの基金に合計1億5,538万円を積み立てるとの説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、ふるさと納税の見込額について、前年度を参考に寄附額を見込んでいるが、増額に向けて取り組む考えはとの問いに対し、来年度は今年度の寄附額を参考に3億円の寄附を見込んでいる。新しい返礼品も取り入れていきたいとの回答がありました。

また、委員から、福祉バスについて、1回の利用は何人以上が必要かとの問いに対し、定員は40人で、10人以上の利用を条件にしているとの回答がありました。

また、委員から、公用車の電気自動車への更新について、近隣の市町はどうかとの問いに対し、彦根市、甲良町で導入されている。災害時に発電できる面も評価されているとの回答がありました。

また、委員から、防災行政無線はいつ稼働するのかとの問いに対し、集落へ説明した後、来年度上半期には稼働を予定しているとの回答がありました。

また、委員から、勤労者体育センターの跡地の利用方法はとの問いに対し、来年度は正月の参拝客向けに駐車場として利用する。今後の利用については、所管を企画課に移して検討を進めるとの回答がありました。

以上で総務課に関する事項についての審査を終わりました。

次に、会計室に関する事項について審査を行いました。

岡田会計室長から、歳出予算の会計管理費について、QRコードを活用した公金収納システムを新たに導入する費用495万円など、説明がありました。

質疑応答では、委員から、他の決済会社でも支払いができるようになるのかとの問いに対し、現在Pay Pay だけだが、ほかの決済会社でも支払いができるようになるとの回答がありました。

以上で会計室に関する事項についての審査を終わりました。

次に、議会事務局に関する事項について審査を行いました。

大岡議会事務局長から、歳出予算について、兄弟都市である日置市議会との友好関係の深化と研修を目的とした表敬訪問の費用、副委員長手当の導入、議員の人権意識向上のための研修とコンプライアンス研修の費用、ペーパーレス化に向けた議員1人1台のタブレット端末導入の費用157万円について説明がありました。質疑はなく、審査を終了いたしました。

次に、地域整備課に関する事項について審査を行いました。

飯尾地域整備課長から、歳出予算について、スマートインター上下線の維持管理費用に737万円、四手多賀北線の舗装修繕工事に803万円、萱原地区の急傾斜地崩壊対策工事の費用4,500万円、県営事業分3地区での急傾斜地崩壊対策工事の町負担金1,130万円、国道307号勾配修正工事における自転車活用計画の委員報酬に10万円、除雪委託料1,020万円、絵馬通り線補修工事に100万円、深谷橋ほか1橋の橋梁修繕工事の設計費用に1,395万円などについて説明がありました。

次に、質疑応答に入りました。

委員から、スマートインターの維持管理費737万円について、作業の内容と算出根

抛はどの問いに対し、作業としては除雪、草刈り、路面清掃である。湖東三山スマートインターを参考に算出したとの回答がありました。

また、委員から、除雪で稼働した費用は毎年当初予算に計上されないのかとの問いに対し、当初予算には待機料だけを計上しているとの回答がありました。

また、委員から、絵馬通り線補修工事の内容はどの問いに対し、消雪設備のノズルの修繕を予定しているとの回答がありました。

また、委員から、国道307号の勾配修正工事の進捗はどの問いに対し、現在県と警察との間で調整中であり、また、県は自転車道と歩道を設計中であるとの回答がありました。

四手多賀北線の工事区間はどの問いに対し、多賀北交差点から工業団地に向かって工事を進めるが、数年かけて全線の舗装を修繕することになり、1年間にどれだけ進めるかは未定であるとの回答がありました。

次に、福祉保健課に関する事項について審査を行いました。

林福祉保健課長から、歳出予算について、社会福祉費では、社会福祉協議会への補助金に2,793万円、民生児童委員協議会活動補助金34人分に409万円、老人福祉費では、配食サービス事業委託料3名の利用に235万円、長寿祝い品祝い金については、100歳12名、95歳25名分に146万円、もんぜん亭指定管理料377万円、買物の移動支援事業月3回に28万円、老人クラブ活動補助金23団体に93万円、シルバー人材センター補助金1,200万円。

また、障害者自立支援費では、多賀町障害福祉計画など3つの計画の見直しと策定の費用334万円、日中一時支援事業に372万円。

また、児童福祉費では、愛知犬上地域での療養事業愛犬つくし教室等の負担金1,662万円、第3子以降の出産祝い金14人分に70万円、妊婦支援給付金35名分に350万円、児童手当1,132人分に1億9,230万円。

また、保健事業費では、高血圧ゼロのまちの取組として血圧計の購入費26万円。

総合福祉保健センター費では、指定福祉避難所対応として浴室改修工事の設計に528万円との説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、高齢者へのインフルエンザ予防接種は今までとどう違うのかとの問いに対し、75歳以上の高齢者に対し、令和8年度から高用量のワクチンを定期接種する。費用の一部が公費負担になるとの回答がありました。

また、委員から、高血圧ゼロのまちの取組はどの問いに対し、血圧計を役場庁舎や図書館など、公共施設に設置して意識づけをするとの回答がありました。

また、委員から、補聴器購入に対する補助額と実績はどの問いに対し、令和7年度は9人に対し、2万5,000円を上限に補助した。新年度は8名分20万円を計上しているとの回答がありました。

また、委員から、愛犬つくし教室の参加者はどの問いに対し、3人から4人であるとの回答がありました。

また、委員から、コロナワクチン、インフルエンザワクチンの接種率は、また副反応への対応はどの問いに対し、コロナワクチンの接種率は21%である。インフルエンザワクチンは70%である。副反応については、ワクチンの説明書に記載されている副反応が出現する可能性を理解し、また、感染した際のリスクと副反応のリスクを考えた上で判断し、接種していただくよう案内しているとの回答がありました。

また、委員から、児童手当の金額と国・県・町の負担率はどの問いに対し、0歳から3歳が1万5,000円、3歳から18歳が1万円、第3子以降が3万円である。負担率は国が9分の7、県と町が9分の1ずつであるとの回答がありました。

次に、企画課に関する事項の審査を行いました。

藤本企画課長から、歳出予算について、地方創生費では、ふるさとワーキングホリデー委託料1回当たり5名参加で4回、計20名分に224万円、地域おこし協力隊報償費5名分1,398万円。

集落活動推進費では、まちづくり活動支援交付金45集落分835万円、空き家実態調査330万円。

また、電子計算費では、標準化に係る電算構築委託料3,487万円、ガバメントクラウドの利用に係るデータ通信専用料2,670万円、6町クラウド利用料4,960万円。

また、公共交通対策費では、あいのりタクシーの事業負担金に4,049万円、近江鉄道線管理機構負担金1,346万円、コミュニティバス運行対策補助金に2,778万円。

また、都市計画総務費では、四手公園のベンチ修繕に90万円。多賀公園の芝の修繕など、公園整備事業に381万円、結いの森公園管理委託料470万円との説明がありました。

質疑応答に入りました。

空き家の実態調査の内容はどの問いに対し、全集落に健全な空き家がないか調べたい。さらに、家財道具の処分への補助制度を検討するため、所有者への意向調査も実施していきたいとの回答がありました。

また、委員から、地域おこし協力隊が1名増員になる理由はどの問いに対し、空き家活用に取り組んでもらうために1名増員するとの回答がありました。

また、委員から、ワーキングホリデー委託料の中には賃金が含まれているのかとの問いに対し、財源には国の交付税が含まれている。就労先への賃金補助ではないとの回答がありました。

また、委員から電子計算費について、標準化によって6町クラウドはなくなるのかとの問いに対し、なくなることはないとの回答がありました。

次に、税務住民課に関する事項の審査を行いました。

小菅税務住民課長から、歳入予算の町税収入について、令和8年度、個人町民税は増加、法人町民税は減少を見込んでいる。また、固定資産税については、土地は住宅地における地価の下落により減少、家屋は新築住宅に対する軽減措置の終了により増加、償却資産は設備投資により増加を見込んでいる。固定資産税全体としては、増加を見込んでいる。また、軽自動車税については、環境性能割が廃止された分250万円の減少を見込んでいる。たばこ税、鉱産税についても減少が見込まれるとの説明がありました。

次に、歳出予算について、国民健康保険特別会計への繰出金に6,731万円、後期高齢者医療広域連合への納付金1億787万円、福祉医療扶助料に5,742万円を計上したとの説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、マイナンバーカードの交付実績はとの問いに対し、令和8年2月末日現在6,382件である。交付率は88.3%であるとの回答がありました。

次に、産業環境課に関する事項の審査を行いました。

野村産業環境課長から、歳出予算について、環境衛生費では、小型家電と純鉄製品の回収費用が計上されている。また、農業振興費では、農地の保全と地域での取組を行う13団体に対し、農村まるごと保全向上対策事業補助金に1,077万円、ドローンを用いたスマート農業支援に200万円、農業機械購入支援に400万円、土地改良事業では、尼子池と木曾池の耐震対策にそれぞれ363万円と1,102万円、八重練の水管橋の改修に159万円。

鳥獣害防止対策費では、ニホンザル個体数調整業務委託料に361万円。

また、林業費では、放置林境界明確化事業に1,580万円、2路線の林道維持補修事業に1,178万円。

また、商工費では、商工会の運営補助に900万円、がんばる商店応援補助金2件分に250万円。

また、観光費では、観光協会への運営補助に799万円、観光のインフルエンサーとしてMC MORIYA氏への委託料300万円が計上されているとの説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、MC MORIYA氏にはどのような活動をお願いするのかとの問いに対し、イベント開催や多賀町の魅力の情報発信、ふるさと納税のPRに取り組んでいただくとの回答がありました。

次に、教育委員会に関する事項の審査を行いました。

谷川教育総務課長から、保育所、認定こども園、小中学校の運営経費について説明がありました。また、新年度から始まる小中学校での給食無償化について、また、教育施設の在り方を検討する検討委員の費用が計上されていることなどの説明がありました。

竹田生涯学習課長から、部活動の地域展開、地域クラブ活動推進事業補助金に67万円、移動図書館車両の購入費に647万円、結いの森テーブル改修に276万円が計上されているとの説明がありました。また、あけぼのパーク、海洋センター、スポーツ公園、公民館の運営経費について説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、小中学校の給食無償化の財源はとの問いに対し、小学校に係る2,791万円は全額国が負担する。中学校に係る1,023万円については基金を活用するとの回答がありました。

また、委員から、移動図書館車両はどのような仕様か、また財源はとの問いに対し、軽トラックを改造し、500冊の本が積めるようになっている。集落にも行きやすい仕様になっている。財源は、コミュニティ助成から560万円と、残りは一般財源であるとの回答がありました。

また、委員から、結いの森テーブル改修はどのような工事かとの問いに対し、図書スペースの利用が少ないことから、設計者のオープラスエイチさんに提案していただいて、子ども用の階段やトンネルのあるスペースにする工事であるとの回答がありました。

以上で全ての審査を終了しました。討論はなく、採決の結果、賛成全員で、「議案第57号 令和8年度多賀町一般会計予算について」は、可決すべきものと決定しました。

以上で、予算特別委員会における付託案件の審査結果の報告を終わります。

○議長（富永勉君） 以上で、総務常任委員長および産業建設常任委員長ならびに予算特別委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで質疑を終わります。

日程第2 「議案第16号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

8番、山口久男議員。

〔8番議員 山口久男君 登壇〕

○8番（山口久男君） ただ今議題になっております「議案第16号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、反対討論を行います。

本条例は、国保税の医療給付費分の所得割を現行の7.87%から8.02%へ、均等割を現行の2万2,400円から3万3,100円に引き上げる内容です。夫婦で子ども2人、所得400万円の世帯の国保税額は年61万7,500円にもなります。

2018年、平成30年度から国保の都道府県化に際し、多賀町も国保税が引き上げられました。令和7年度も医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護給付費分で所得割、均等割とも引上げがされました。滋賀県が算定した2026年令和8年度の国保標準保

険料は、1人当たり、多賀町では前年度13万4,140円から13万9,808円の引上げとなっています。他市町でも引上げになっております。県平均の1人当たり国保料は14万2,144円となっています。

新年度からは子ども・子育て支援分が新たに追加となり、国保被保険者の新たな負担増となります。国保料、国保税は、政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準であります。国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が他の医療保険制度に比べて不公平で、加入者に大変重い負担を強いる制度となっています。高くなりすぎた国保税問題を解決することは、町民の暮らしと健康を守る上にも、国保制度の維持可能性にとっても、社会の公平公正を確保する上でも、重要な政治課題であると考えます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の下で、医療保険におけるセーフティネットであり、国保法第1条で事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的としています。まさに国保は相互扶助だけでなく社会保障の一環であると考えます。

社会保険の加入条件の緩和などで国保加入者が減少し、多賀町でも前年度に比べ、73人減の見込みとなっております。被保険者の多くが65歳以上であり、加入者1人当たりの医療費が高い一方、所得の少ない方が多く、国保の構造的課題を抱えており、多賀町の努力だけでは解決し得ず、被保険者の負担は限界に達しています。

国保税の負担増を町民被保険者に負わせるのではなく、国保の引下げのための一般会計からの繰入れを認め、国保への県の補助、国庫負担増、均等割、平等割の見直しを国に強く求め、討論いたします。

あわせて、令和8年度多賀町国民健康保険特別会計予算についても、関連がありますので、この際反対の意思表示をしておきます。

○議長（富永勉君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第16号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（富永勉君） はい、着席ください。ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第16号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 「議案第52号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第8号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第52号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございました。着席ください。起立全員であります。よって、議案第52号は予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 「議案第56号 令和7年度多賀町水道事業会計補正予算（第4号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第56号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございました。着席ください。起立全員であります。よって、議案第56号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 「議案第57号 令和8年度多賀町一般会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第57号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございました。着席ください。起立全員であります。よって、議案第57号は予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 「議案第58号 令和8年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第58号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（富永勉君） はい、着席ください。起立多数であります。よって、議案第58号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 「議案第59号 令和8年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第59号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございました。着席ください。起立全員であります。よって、議案第59号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 「議案第60号 令和8年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」の討論を行います。

8番、山口久男議員。

〔8番議員 山口久男君 登壇〕

○8番（山口久男君） ただ今議題となっております「議案第60号 令和8年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、反対討論を行います。

令和8年度の後期高齢者被保険者は1,550人で、うち65歳から75歳未満の方で一定の障がいのある方1人で、前年度より50人増の見込みの予算が計上されています。後期高齢者医療事業は広域連合のため、多賀町独自には保険料等が決められませんが、多賀町の後期高齢者医療広域連合納付金は2,255万円増の1億5,434万円の計上となっています。

75歳以上が加入する後期高齢者制度は2008年に導入をされました。国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで負担増と差別を押しつける制度であります。

所得の少ない高齢者への保険料軽減の特例措置も2019年10月から廃止されました。現役世代の負担軽減を口実に、2022年10月1日からは75歳以上が支払う原則1割の医療費窓口負担が2割になり、一定所得の高齢者は窓口負担が約2倍になりました。1割から2割に引き上げられたのは単身で年収200万円以上の人で、決してゆとりのある金持ちなどではありません。医療費の窓口負担を倍増したことなどから、受診抑制が起きていることが厚労省の調査でも明らかになっています。さらに、OTC類似薬の保険給付の見直しも現在政府内で検討され、2兆円を給付削減、患者負担増とするプランが協議されております。

高齢者は現役時代にも税、社会保険料の負担をしてきました。現役世代の保険料負担の上昇を抑制するためというのであれば、国庫負担こそ増やすべきです。弱い者同士で負担を押しつけ合うような仕組みです。世代間の負担ではなく、大企業や高額所得者を優遇している税制度の改革であり、日本の防衛とは無関係の大軍拡予算の見直しで財源

を確保すべきと考えます。

高齢者は長年日本の経済、社会の発展に貢献してきました。高齢になれば体が弱ってくるのは当然です。病気にかかりやすく、治療にも時間がかかる世代です。負担を苦にした受診抑制で重症化や手後れに至る深刻な事態も後を絶たないと聞いております。こうした負担増計画に、食費を削ったり、受診を我慢したり、薬を減らしてもらえないなどの切実な声も上がっています。

通院を減らせば病気が悪化し、結果的には国の財政を圧迫してしまいます。政府は、現役世代との負担の公平性、現役世代の負担の軽減と口実を並べています。しかし、現役世代もいずれは年を取る上に、既に親の医療費を肩代わりしている人も多くいると聞いております。病気になりがちな上、収入の手段も限られている高齢者だけを1つの医療制度に集め、負担増か給付減かを迫る制度の破綻はいよいよ明らかです。

高齢者をお荷物扱いするこうした医療保険制度の廃止、医療費の負担増の見直しを求め、後期高齢者医療事業特別会計予算についての反対の討論といたします。

○議長（富永勉君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第60号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございました。着席ください。起立多数であります。よって、議案第60号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 「議案第66号 令和8年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第66号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございました。着席ください。起立全員であります。よって、議案第66号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 「議案第67号 令和8年度多賀町水道事業会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第67号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございました。着席ください。起立全員であります。よって、議案第67号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 「議案第68号 令和8年度多賀町下水道事業会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第68号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございました。着席ください。起立全員であります。よって、議案第68号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第12 「委員会の閉会中の継続審査について」を議題とします。

総務常任委員長から、委員会において審査中の請願第1号について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出のとおり、閉会中の審査の申出があります。

お諮りします。総務常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の審査を行うことに決定をいたしました。暫時休憩を行います。

再開は議場の時計で3時5分からとします。

（午後 2時50分 休憩）

（午後 3時05分 再開）

○議長（富永勉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 「承認第69号 専決処分事項（多賀町役場空調設備改修工事の請負契約の変更）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「承認第69号 専第3号 多賀町役場空調設備改修工事の請負契約の変更」について、ご説明申し上げます。

追加議案書2ページをお願いいたします。当該請負契約の変更につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年2月27日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

当該工事につきましては、令和7年6月18日に議決を頂き、滋賀県彦根市西沼波町72番地1、ア・ア・ンコーポレーション株式会社、彦根営業所所長、松林善紀と1億2,166万円で工事請負契約を締結させていただいたところです。今回の変更契約につきましては、配管や実際の現場を確認しつつ、減額できるところは減額する一方で、アスベスト調査や処分、ダクトの清掃、解体工等の追加が必要となり、変更契約をさせていただいたものでございます。

結果、変更額としましては、661万3,000円に消費税10%を加え、727万4,300円を追加し、変更後の契約額を1億2,893万4,300円とさせていただいたものです。

以上報告とさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第69号 専決処分事項（多賀町役場空調設備改修工事の請負契約の変更）の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございました。着席ください。起立全員であります。よって、承認第69号は承認することに決定をいたしました。

○議長（富永勉君） 日程第14 「議案第70号 第6次多賀町総合計画後期基本計画を定めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本企画課長。

〔企画課長 藤本一之君 登壇〕

○企画課長（藤本一之君） 「議案第70号 第6次多賀町総合計画後期基本計画を定めることについて」のご説明を申し上げます。

追加議案書は3ページをお願いいたします。本議案につきましては、令和3年3月26日付で議決いただきました第6次多賀町総合計画前期基本計画が令和7年度をもって計画期間を終了することに伴い、第6次多賀町総合計画後期基本計画を別冊のとおり策定することに対し、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第2号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

説明は以上となりますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第70号 第6次多賀町総合計画後期基本計画を定めることについて」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございました。着席ください。起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第15 「議案第71号 多賀町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第71号 多賀町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

追加議案書4ページをお願いいたします。今回の改正は、昨今の物価の高騰等、社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した旅費の支給を行うため、所要の改正を行うものでございます。国、滋賀県、近隣市町においても改正が行われており、多賀町においても改正させていただきたく提案させていただくものでございます。

まず、第3条においては、旅費の種類について、従前規定しておりました日当、宿泊料および食卓料について、国の改正を参考に整理、削除し、旅費に必要な諸費として宿泊手当および宿泊料に改めるものです。

次に、第5条においては、今回の改正に合わせ文言の整理を行うものでございます。

次に、第11条の日当については、宿泊手当として改正し、従来、旅行日数に応じ支給していた手当を1夜当たりとするものです。

第14条の食卓料については、今改正の宿泊手当と重複するものでありますので削除するものです。

以降の条については、文言を整理し、1条ずつ繰上げをするものです。

次に、旅費支給額を定める別表についてであります。従前、特別職と課長職、一般職で区分していたものを、職による区分を設けず同一運用に改正するものです。

次に、それぞれの旅費支給額についてであります。車賃については、実勢価格等を勘案し、従来1km当たり37円を20円に引き下げるものです。宿泊手当については、従来の日当額および国の改正額を参考に、1夜当たり2,200円とするものです。宿泊料については、出張先による区分ごとに、県、近隣市町の額を参考に、甲地方については1万5,600円、乙地方については1万800円とするものです。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、同日前に出発した旅行については、従前によるものとし、多賀町議会議員の旅費についても同様の適用を受ける旨規定するものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第71号 多賀町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第16 「議案第72号 多賀町課設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第72号 多賀町課設置条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

追加議案書6ページをお願いいたします。初めに、この条例改正は、多賀町として地域の活性化、まちづくりを積極的に推進していくとともに、より効果的、効率的な行政運営および充実した行政サービスを提供していくため、新たな課の設置および事務分掌の見直しについてご提案をさせていただくものでございます。

具体的には、商工観光、絵馬通りの活性化、大滝活性化、集落づくり、文化財活用事業など、従来課をまたがって実施していた地域の元気、にぎわいづくりに係る業務を集約するものです。加えて、空き家・空き店舗対策事業を含めて統一的に事業を推進できる体制を取ることで、より効果的、効果的に事業が展開でき、住民サービスについても、より充実するものと考えております。

以上より、第1条では、新たな課として、今申し上げました地域の活性化事業を総合的に展開していく課として文化まちづくり課を設置するものです。事務分掌の大きな柱として、従来企画課にありました1号、地域振興対策に関する事項、従来産業環境課にありました2号、工業および商業に関する事項、3号、観光に関する事項を文化まちづくり課の事務分掌とさせていただき、事業を展開、推進してまいりたいと考えております。

また、第2条中、総務課の項、第4号、人権推進に係る事項を教育委員会に移管させ、総合的に人権啓発推進事業を実施することとするものです。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第72号 多賀町課設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第17 「議案第73号 令和7年度多賀町一般会計補正予算

(第9号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長(本多正浩君) 「議案第73号 令和7年度多賀町一般会計補正予算(第9号)について」、ご説明申し上げます。

追加議案書7ページをお願いいたします。今回お願いいたします補正予算は、除雪経費の追加および介護給付費の増額に伴う介護保険特別会計への繰出金の追加、また次年度への繰越明許費の追加・変更をお願いするもので、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ503万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ74億9,792万7,000円とするものです。

第2条繰越明許費では、10ページ、第2表のとおり、1、追加分としまして2事業、2、変更分としまして1事業の合わせて3事業の繰越予算をお願いするものです。

上段、総務費、生活支援給付金事業についてでございますが、現在、物価高騰対応として、全世帯を対象に生活支援給付金の給付事業に取り組んでおります。現時点で振込口座等の確認書類について未提出の方がおられ、その方につきましては、3月末の振込が完了できないため繰越事業とさせていただき、4月以降に給付、振込ができるよう対応させていただきたく400万円の繰越額をお願いするものです。

次に、農林水産業費、ニホンザル個体数調整事業につきましては、現在実施しております川相群の捕獲について、一定数の捕獲調整が実施できる見込みとなったことから、4月以降についても継続して事業をさせていただきことでより高い事業効果が得られるものと考えており、383万9,000円を繰越額としてお願いするものです。

次に、変更分の民生費、物価高対応子育て応援手当支給事業についてでございますが、受給権者のうち申請手続が完了できていない方が当初見込みよりも多くおられることから、その対応として50万円を追加し、繰越額としては90万円をお願いするものです。

それでは、歳入についてご説明させていただきます。13ページをお願いいたします。

今回の財源につきましては、75款繰越金で対応させていただきたく、503万4,000円を計上するものです。

次に、歳出でございます。14ページをお願いいたします。

15款民生費、5項19目介護・生活支援費では、介護保険特別会計での介護給付費の増額が見込まれ、関連する費用について、一般会計から繰出金3万7,000円の追加をお願いするものです。

次に、35款土木費、5項10目道路橋梁維持費では、除雪に係る経費について、今年度分を精算し、除雪委託料等、合わせて499万7,000円の追加をお願いするものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し

上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第73号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第9号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第18 「議案第74号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第74号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」につきまして、ご説明申し上げます。

追加議案書の15ページをお願いします。今回お願います補正は、保険給付費が見込みより増加したため補正するものです。第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出それぞれ8億3,400万1,000円とするものです。

追加議案書の20ページをお願いします。歳入について、事項別明細書でご説明申し上げます。

25款5項10目5節の保険給付費等交付金（普通交付金）は、保険給付費が見込みより増加したため、県交付金も増加することから500万円増額するものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。追加議案書の21ページをお願いします。

10款5項の療養諸費は、保険給付費が見込みより増加したため、5目の一般分療養給付費を500万円増加するものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくご説明申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第74号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第19 「議案第75号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第75号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）」につきまして、ご説明申し上げます。

追加議案書23ページをお願いいたします。今回提案させていただきます補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億1,759万3,000円とするものでございます。第2条繰越明許費につきましては、26ページ、第2表にありますように、5款総務費、5項総務管理費の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画改定業務につきまして、当該年度内に事業の完了が見込めないことから、280万円の予算を翌年度に繰越しをさせていただきたくお願いするものでございます。

次に、事項別明細書により、29ページの歳入についてご説明をさせていただきます。

15款国庫支出金、5項5目介護給付費負担金は、介護予防住宅改修費および介護予防サービス計画費が想定した予算を上回る見込みとなったことから増額が必要になった給付費に対し、国負担分20%に相当する5万9,000円を追加し受け入れるものでございます。10項国庫補助金、5目調整交付金は、同じく増額する介護給付費に対する補助率5.1%の1万5,000円を追加し受け入れ、20款支払基金交付金の5目介護給付費交付金は、支払い基金より交付されるもので、増額した介護給付費の27%に相当する8万円を追加し、受け入れるものでございます。

25款県支出金、5項5目介護給付費県負担金につきましては、増額する介護給付費の県負担分12.5%に相当する3万6,000円を追加し、受け入れるものでございます。

30ページの30款繰入金、5項5目介護給付費繰入金は、増額する介護給付費の町

負担分12.5%に相当する3万7,000円を追加で受け入れるものです。

45款繰越金は、前年度の繰越金から、第1号被保険者の負担分としまして6万8,000円を受け入れるものです。

続きまして、31ページからの歳出に移らせていただきます。

10款介護給付費、7項介護予防サービス等諸費におきまして、30目介護予防住宅改修費につきましては、国保連合会の3月請求により予算が不足することが確定となりましたので16万5,000円の増額を、35目介護予防サービス計画給付費は、介護予防サービスを利用する要支援者が前年度の1.8倍に増加したことにより、見込み以上に給付費の不足が見込まれ、13万円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第75号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございます。着席ください。起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第20 「発委第1号 多賀町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

神細工議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員会委員長 神細工宗宏君 登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（神細工宗宏君） ただ今議長の許可を頂きましたので、地方自治法第109条および多賀町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたしました「発委第1号 多賀町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の趣旨説明を行います。

議会では政策課題の調査研究や行政監視機能を担うことを目的に、3つの常任委員会が設置されています。現行の条例が定める議員報酬は、議長が月額29万2,000円、副議長は月額21万4,000円、常任委員長は月額19万円、それ以外の議員は月額18万5,000円と定められております。

今回の提案は、近年の行政課題の複雑化、多様化に伴い、委員会における調査研究の取りまとめ、また委員間の意見集約など、委員長の責務と負担が増大している状況であること、さらに、議会基本条例に基づく住民に開かれた議会の実現に向け取組の充実を図るため、委員長を補佐する副委員長の手当を設けるものであります。

改正内容としましては、第2条第4号を第5号とし、第3号の次に第4号として、副委員長月額18万8,000円を加える。第3条中「第4号」を「第5号」に、「第3号」を「第4号」に改め、「および委員長」を「、委員長および副委員長」に改める。

最後に附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

以上で本条例の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

神細工委員長より提出されました「発委第1号 多賀町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（富永勉君） はい、ありがとうございました。着席ください。起立多数であります。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第21 「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布しておりますとおり議員派遣することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定をいたしました。

○議長（富永勉君） 日程第22 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員

会ならびに議会改革特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

お諮りします。これまで議決されました議案について、その字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字ほかの整理は議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程および本定例会に付されました案件は全て終了しました。

去る3月3日開会、本日までの22日間の会期にわたり、終始熱心にご審議、ご審査賜り、また、議会の運営に関しましても格別のご協力を頂き、誠にありがとうございました。

これをもって令和8年3月第1回多賀町議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時40分 閉会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長

多賀町議会議員

多賀町議会議員